

竹島の領土権の早期確立を求める特別決議（案）

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかしながら、韓国が竹島を不法占拠してから、70年が経とうとしている。

こうした中、韓国側は、たび重なる政府・国会関係者の竹島への上陸や、竹島周辺海域での防衛訓練、海洋調査、各種施設の建設など、あらゆる方策を立てて、竹島占拠を既成事実化しようとする動きを強めている。

こうした韓国側の動きに歯止めをかけ、そして竹島問題の一日も早い平和的解決を図るためには、日本政府の毅然とした姿勢による外交交渉とそれを後押しする力強い国民世論が必要である。

ついては、竹島の領土権の早期確立を求めるため、政府に対し、以下の7点について実現を強く要望する。

1. 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島問題をはじめ領土問題の国民への理解浸透を図るため、全国各地で啓発展示等を実施すること。
2. 竹島に関する研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存、竹島問題をはじめ領土問題の若手研究者の育成などを積極的に展開すること。また、島根県が実施する竹島問題の調査・研究について必要な支援を行うこと。
3. 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
4. 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
5. 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
6. 近年、竹島関連資料が新たに発見されていることから、参考資料やそれを活用した事例を取りまとめたWebページの充実、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配付等により、学校教育において、竹島問題が正しく積極的に取り扱われるよう取組を強めること。
7. 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。

以上、決議する。

令和5年2月22日

第18回「竹島の日」記念式典、竹島・北方領土返還要求運動県民大会
島根県
島根県議会
竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議